

平成 3 1 年

総務委員会会議録

と き 平成 3 1 年 2 月 2 5 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会総務委員会

日 時 平成31年 2月25日 (月) 午前10時00分～午後 1 時05分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤 昌宏 君 副委員長 新妻 さえ子 君
委員 高橋 伸明 君 委員 中塚 亮 君
委員 いながわ 貴之 君 委員 須貝 行宏 君
委員 吉田 ゆみこ 君 委員 松澤 利行 君

出席説明員 桑村 副 区 長 中山 企 画 部 長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野 計 画 担 当 課 長
品川 財 政 課 長 小林 施 設 整 備 課 長
中元 広 報 広 聴 課 長 木村報道・プロモーション担当課長
山本 情 報 推 進 課 長 榎 本 総 務 部 長
米田参事(総務課長事務取扱) 島袋 人 権 啓 発 課 長
黒田 人 事 課 長 立 木 経 理 課 長
伊東 税 務 課 長 齋 藤 会 計 管 理 者
秋山選挙管理委員会事務局長 小川 監 査 委 員 事 務 局 長
久保田区議会事務局長

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「議案審査」、「その他」と進めてまいります。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

1 議案審査

- (1) 第10号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

それでは、予定表1の「議案審査」を行います。

最初に、(1)第10号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

理事者より説明をお願いいたします。

○山本情報推進課長

それでは、私から、第10号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、1の改正の理由でございますが、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法になります。その番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用、同じく番号法第19条第10項に基づく特定個人情報の提供に関しまして、当区で独自の利活用を行うため条例を定め運用しているところでありますが、法改正に伴い、新たに個人番号を利用する事務の追加や、条例に基づき区独自事務として個人番号を利用することができる事務の終了などがあったことから、これらを反映するために、本条例を改正させていただくものでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。(1)の庁内連携のために利用できる特定個人情報の追加についてですが、こちらは番号法の改正がありまして、他の行政機関などで情報照会可能な情報として、進学準備給付金の支給に関する情報が追加されました。区としましても、庁内で情報連携のために利用できる特定個人情報として、新たに条例別表第2に「もしくは進学準備給付金」を追加するものでございます。

別表第2の該当部分といたしまして、1ページ下段から2ページ中段まで記載しております。2ページの表の青文字のところが増加部分となっております。

続きまして、(2)個人番号を利用することができる区独自の事務の終了についてでございます。

まず、アの女性福祉資金事務の終了ですが、こちらは東京都母子福祉資金等の他制度の充実と、近年の貸付実績などから判断しまして、平成31年3月をもって当該事務が終了する予定です。当該事務は個人番号を利用するものとして本条例に規定されているものでありますので、終了に伴い、別表第1及び別表第2から削除するものとなります。

次に、イの品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者負担金等と交付事務の終了についてですが、こちらはぷりすくーる西五反田に通う園児の保護者に対し、入学に応じての補助金の交付を行っていましたが、国の子育て新制度の施行に伴いまして、これまで一律の2万3,000円であった保育料が、平成28年度以降の入園者については保育料自体が応能負担に変更となりまして、補助金交付の対象外となりました。一方、平成27年以前の入園者の保育料は従前どおり2万3,000円であったことから、補助金制度自体は継続しておりましたが、対象者が卒園となったことから、平成30年3月をもって当該事務が終了いたしました。こちらの事務も個人番号を利用するものとして本条例に規定されているものでありますので、終了に伴い、別表第1および別表第2から削除するものとなります。資料の3ページに削除部分となります別表第1と別表第2の抜粋を記載してございます。

次に、(3)の番号法改正にともなう規定整備ですが、同一地方公共団体内部の他の機関の間、本区で言いますと区長部局と教育委員会の間で特定個人情報の連携を行うためには条例を定めなければならない旨が、番号法第19条9項に規定されておりましたが、法改正に伴いまして、その規定が番号法第19条10項に変更となっております。それに伴い、番号法第19条9項を引用しております条例第1条と第5条を改正するものでございます。該当条文につきましては、3ページの下段から4ページ上段に記載してございます。

最後に、3の施行期日でございますが、平成31年4月1日からとなります。

続いて、5ページと6ページは参考といたしまして番号法の抜粋、また、別紙で本条例改正の新旧内容を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ありがとうございます。要するに、どうなるということですか。この条例を施行したことによって、品川区の業務がどう変わるのかということと、個人情報の関係なので、区民に対して、どのような影響があるのかというのを、わかりやすく説明してもらいたいです。この条例、品川区の業務内容が劇的に改善をされるというか、すごくやりやすくなるのか、わからないのですけれども、法令が変わったので品川区の条例を改正したのはわかるのですけれども、どういうことなのかなど。

○山本情報推進課長

こちらの改正で業務がどう変わるかというところですが、まず、今回追加になった生活保護の関係の進学準備給付金は、新しく始まった制度なのですが、仮にこちらの制度を利用される区民の方がいらっしゃるとなったら、区のほうで番号を使う事務として取り扱うこととなりますので、例えば、情報連携等を行う場合に、所得の状況など、本来であれば添付書類として課税の証明書等が必要になるのですけれども、そういったものが不要になるといったところになります。

一方、事務の廃止というところで今回2つの事務が廃止になるのですけれども、この事務で、個人番号を使うためには条例のほうで事務を定めておかなければならないという法律の規定がございますので、今までそれを使っていたのですけれども、事務自体がなくなるということになりますので、それに合わせて番号を使う必要もなくなりますため、今回、条例から廃止するものになるのですけれども、当該事務自体が、終了いたしますので特に内部の事務がどう変わるということはないと思われま

○いながわ委員

ありがとうございます。先ほどご説明にありましたけれども、個人番号の利用を定めることによって、わざわざ証明書等をとらずに申請が可能になるということは、俗に言うワンストップサービスではないですけれども、そういうのがだんだん可能になってくるということによろしいのかというのが1点と、区独自の利活用を行うためというのも、この理由の中に入っているのですけれども、要は、個人情報が集約できてしまうわけではないですか。その辺の情報漏えいという対策などは、もちろんやられていると思いますけれども、特段、これをやることによってセキュリティーを強化するとかはあるのかどうか。

先ほど言った、本来何カ所か行かなければいけないのだけれども、ここへ1回行けば、全部処理が済んでしまうというのはシステム的にすごくいいと思うので、個人情報の漏えいの対策をどういう形でされているかというのを教えてください。

○山本情報推進課長

1点目の、添付書類の省略のところなのですけれども、委員おっしゃるとおりでして、こちらの情報提供ネットワークシステム等を使いまして情報連携を行うことによって、区民の方は添付する書類の一部省略が可能になるということになっております。

2点目のセキュリティーの対策なのですけれども、こちらにつきましては、内部の取り扱いとしまして今、ネットワークの分離というのをやっております、例えばインターネットを使う事務のネットワークと、マイナンバーを使う事務のネットワーク、それ以外の内部事務のネットワーク、それぞれ技術的に分離をしております。例えば情報流出の場合ですと、インターネット経由で流出するという形になるのですけれども、個人番号で使っている情報がインターネット側のほうに情報の通信が行かれないような仕組みというものを出口対策でやっておりますので、これについては、ネットワークの分離を行うことによって、外部に情報が流出することができないという仕組みをとっております。

○伊藤委員長

ほかにはありますか。

○中塚委員

今回の番号法の改正によって、進学準備給付金が追加となるわけですけれども、これによって、何か区民に便利になるのかということ伺いたと思います。先ほどのやりとりで、添付書類の一部がなくなると説明がありましたけれども、この進学準備給付金を申請するに当たって、何がどう変わるのか伺いたと思います。

合わせて、進学準備給付金の申請時に個人番号を記入しなくても、申請する区民に不利益になることはないのか、その点も確認したいと思います。

○山本情報推進課長

進学準備給付金で何が変わるのかというところで、先ほど一部お話ししたのですけれども、仮に新たにこの制度の申し込み手続きをされるというときに、区外の方が転入してきた方の、前住所地の課税状況であったり、生活保護情報をこちらが把握していないわけですので、その関係の提出書類というのが必要になってくるのですけれども、こちらの取り扱いを個人番号ですることによりまして、そういった添付書類が不要になるということです。

それから、個人番号の記載がない場合の取り扱いなのですけれども、こちらも国から出ておりまして、仮にご本人様が個人番号の記載をしない場合でも、特に不利益を被るというような取り扱いはしておりません。

○中塚委員

手続きの一部省略ですけれども、区外の方というご説明がありましたが、区内の方は基本的に変わらないか確認させていただきたいのと、記入をしなくても不利益にならないということは、個人番号を書かなくても事務処理はできるということなのか伺いたいと思います。

○山本情報推進課長

区内の方の場合なのですけれども、こちらはもともと内部情報の連携というのを行っておりました、課税情報等も以前から行っていたのですけれども、今回、番号法制度が始まったときに、この内部の情報連携を行うということで、今回の条例で記載をしております。内部の場合も、税情報等は内部の仕組みというところで引き続き行っております。

それから、番号の記載がない場合なのですけれども、こちらは区の取り扱いで、本人確認の手順等を作成しております、番号の確認がとれない場合は、住民情報システムで個人番号を職員が検索して、それを使うということを、あらかじめご本人様にご説明した上で、特定個人情報の取得を行うというのが事務の流れになっております。

○伊藤委員長

ほかにはありますか。

○吉田委員

個人番号を記入しなくても通常どおり手続きが行われるということなのですけれども、今度これが追加されるとすると、そういうことのお知らせが行くと思うのです。そういう手続きのときに個人番号の欄などができてくるわけで、そのときにどういう記載をされるかということが大変気になります。今までの例を見ても、個人番号がなくても手続きが進むということは、私は知っておりますし、それは主張しますけれども、あたかもそれがないと手続きができないような記載がされている書類が、区から出される書類には多いのです。そのお問い合わせがあります。これを記入したくないのだけれどもと言うと、それは記入しなくても大丈夫ですよ、手続きは当然行われますということをお伝えして、ああ、そうですかというふうにして、皆さんそのまま手続きされるのですけれども、やはり一般の区民の方は、個人番号を出さないとだめなのだと、あたかもそういうふうに読めるような記載がされています。今後、これについてどのような記載がされるか教えてください。

○山本情報推進課長

個人番号の取り扱いなのですけれども、まず、基本原則としましては個人番号を記載してもらおうというのが事務の流れとしてあり、どうしても個人番号を提出いただけない場合は、あらかじめこちらのほうから承諾を得た上で、個人番号を検索して手続きをとっております。今回の進学準備給付金の事務の申請のところなのですけれども、まだ実際の利用ケースはないところになっているのですけれども、具体的にどういったご案内をしているかは把握しておりません。

○吉田委員

把握されていないということであれば、ぜひ、今後そういう記載については、個人番号を提出していただくことが前提だとしても、記載がなくても大丈夫ですということが、きちんと読んだ段階でわかるような記載をぜひしていただきたいと思います。それは要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認をお願いいたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成します。

○中塚委員

態度表明をしたいと思います。

まず、女性福祉資金貸付金の廃止に伴う削除ですが、この制度を継続すべきだと思うので、削除すべきではないと思います。

ふりすく一る西五反田ですが、対象者がいなくなるということですがけれども、ある意味これは仕方ないと思います。

最後に、進学準備給付金を加えるということですが、先ほどのやりとりでも、区内の方の利便性は特に見当たりませんし、個人番号を記入しなくても事務に支障はないということが確認されました。よって、番号法をさらに拡大させるものなので、反対いたします。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成いたします。

○吉田委員

反対です。意見もつけ加えさせていただきます。

基本的に番号法自体に反対をしているということ。ただ、条例を法に従って改正ということではやむを得ないとは思いますが、でも、基本的に番号法自体に反対をしております。その反対の理由の大きなところが、やはり、最初は小さな利用から始まって、だんだん対象を広げていくことによって、個人情報の一括管理が可能になってしまうのではないかとこのことを大変危惧しております。こうやって区の条例の中でも利用範囲が広がっていくことは、その危惧が当たっているということですので、反対いたします。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第10号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。

(2) 第11号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に、(2)第11号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、理事者より説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、第11号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

行政権の見直しに伴いまして職員の定数については、業務遂行に必要な人員の見直しを毎年行っているところでございます。資料1ページをごらんください。平成31年度につきましては、新旧対照表の第2条に規定しております職員の定数を今年度より9名プラスし、2,489人とするものでございます。付則でございますが、定数を超える人数につきましては、70人を限度として定数外とさせていただきたいと考えております。施行日につきましては、平成31年4月1日でございます。

定数の増減でございますが、おめくりいただきまして、所属ごとの増減については2ページのとおりでございます。3ページにつきましては、職種ごとの増減でございます。こちらの職種ごとの資料に基づきましてご説明させていただきます。

一般事務につきましては、合わせて10名の増員でございます。管内の人口増加に対応しまして大崎第二地域センターに1名、観光事業への対応といたしまして文化観光課に1名、児童相談所開設準備などに対応しまして子ども育成課に1名、区立保育園改修、保育の無償化などに対応しまして保育課に2名、私立認可保育園等の指導検査、幼児教育無償化などに対応しまして保育支援課に2名、要配慮者支援施設の体制強化などのほか、防災関連事業の増に対応しまして防災課に2名、教員の働き方改革業務などに対応しまして指導課に1名を増員いたします。

福祉及び心理につきましては、児童相談所開設に向けた体制構築のため、子ども育成課に合わせて6名を増員いたします。保健師につきましては、人口増加に伴い、2名を増員いたします。学芸研究、いわゆる学芸員につきましては、品川歴史館に1名、文化財を所管する庶務課に1名を配置いたします。

減につきましては、作業Ⅲ、用務職でございますが、こちらにつきましては退職補充としておりまして、実数に応じて減員し、学校用務の退職補充充分については業務の委託化にて対応しておりますので、こちら実数に応じて減員しております。

区の固有教員につきましては、体制充実に向け1名を増員いたします。

合計いたしまして、21増12減の差引9名増となっております。

4ページでございます。参考といたしまして、昭和58年度以降からの定数条例における職員数についてお示しさせていただいております。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。質問の前に、よくある話で、これは地域の人から、品川区役所の職員は多くないかとよく言われるのですけれども、人口が39万7,000人、もう40万人に手の届く自治体の職員として何人が妥当かというのは、はじき出しようがない気もするのです。ただ少なくとも、職員を減らすことで区民サービスが低下するのであれば、職員確保をしっかりと行う必要があるのかなという考えを前提にお話しします。資料を見ると、職員の定数が9人増えたけれども、それとは別に、付則では70人を限度としてと書いてあるのですけれども、要は過員という言い方なのか、これは今、実際に過員が全部の部署で何人ぐらいになっているのかわかれば教えていただきたい。一番最後の4ページを見ると、条例が改正された場合平成31年度は、2,489名に、付則の70人がプラスされて、2,559人が、最大ここまでは配置できますということだと思っておりますけれども、定数を超える員数については70人を限度とするという70人が、全体で70人ということなのかどうなのかも含めて教えていただきたいということと、あとは、定数の所属内訳があるのですけれども、現員が何名なのかというのを教えていただければと思います。

平成30年度は、何人か。要するに、数字のトリックではないですけれども、増えているのか減っているのかというのが現実わからなくて、過員もあるわけですから、どういう状況なのかなと。

○黒田人事課長

まず、過員の70名の考え方でございますが、いわゆる定数外の職員、多くは病気休職、休職している職員ですとか、育児休業による休職者というところが定数外となっております、例えば育児休業ですと、産休が終わった後に休職に入りますと、定数外になるのですが、結局、そのところで職員を1名採用なりますと、休んでいる職員が復帰したときに、いわゆる職場の定数は1でも職員は2名になるというようなこともございまして、採用等により若い職員が増えている中では、特に育休が多いのですが、育児休業等で一旦職場を離れるという職員が多く、基本的には採用と退職の見合いで職員数は管理しておりますが、そういった職員数の増減に対応するために定数外を設けさせていただいております。育休の状況としましては、平成30年度が4月1日現在で73名でございまして、年度の途中でお休みに入る方もいるので、やはり増減はするのですけれども、平成29年度は67名ということで、これも同じく4月1日現在でございまして、大体今、年度当初で70名ぐらいでありまして、こういった数を勘案して定数を考える、そういう考え方を持っております。

定数外の職員の内訳数は、細かい数字が手元にはございませんが、全体的な考え方としましては、そういった形で職員数の増減に対応しているというところです。

現在の職員数につきましては、4月1日で国で総務省の地方公共団体定員管理調査がございまして、4月1日現在のいわゆる定数外を除いた現員数が、平成30年度は2,499名でございまして、先ほど申し上げました育休者でありますとか、いわゆる自治法派遣等でほかの自治体に、これは法律上の派遣ですと定数外になりますので、そういった職員を足し込みますと、職員数としては2,602名ということで、この数から定数外を除くと2,499名となります。

○いながわ委員

定数条例だけ見てしまうと、12名減らして21名増やしているのだというふうな安直な判断しかできない気がして、確認をさせていただきました。昨年、各部署から、例えば何人増やしてほしいとか、いろいろなオーダーが来ていて、多分根拠があってオーダーしていると思うのです。例えば、土木管理課であれば、地域をもっと回らなければいけないから、いろいろな部分でそういった現場の職員が必要であるとか、いろいろな形でオーダーというのが入っていると思うのです。職員を増やしていただき

いというオーダーは全体で大体どれぐらい来ていたのか、またその要望がかなわなかったのは全体的に見て、どういう理由でかなわなかったのか。定員を増やすとなると、職員給与はもちろん税金から支出される部分なので、増えれば増えるほど税金の無駄遣いではないか、職員を減らしたほうがいいのではないかという話なのだけれども、やはり、1人が担う仕事量が過度に増えてしまうと、非常にそれもよろしくないと思うので、やはり区民サービスを低下させないように、ある程度そういったオーダーを聞きとっていくということも大切なのではないかと考えているのですが、人事課の考え方を教えてください。

○黒田人事課長

所管から毎年、所要人員調査というのを人事課のほうで行っておりまして、翌年度の事業の予算要求の段階ではありますけれども、事業の状況でありますとか、職員の状況を勘案して、大体の人数の要求がございまして、正確な数字ではありませんが、大体、全庁的に100名ぐらいの増の要求が来ているといったところでございます。その中で、なぜかなわないのかというご質問でございまして、100名全て増員するというわけには、財政上の負担というのは何十年にわたるといってもございますので、その年度の閑散期と繁忙期で、一定程度、増分に満たないような仕事につきましては、アウトソースなどを活用できないかなど、課の中で多少、係間の体制に、余力という言い方をすると大変語弊があるかもしれませんが、課の中で、課長の裁量で少し柔軟な執行体制をとれないかといったこともお話しさせていただいて、あとは職員個々の職務遂行能力と申しましうか、そこに差があるのは事実でございまして、そういった意味では、職員のスキルアップ等も図って執行体制の強化を図るところも勘案した上で、職員の数については決めているというところがございます。そういった意味では、今回ご提案しているところは、平成31年度に向けてかなり体制を強化しなければいけない部署については増員を図っております。

○いながわ委員

ありがとうございます。例えば、オリンピック・パラリンピック準備課でしたか、これからラストスパートの最中で、いろいろな気運醸成の取組み、もちろん、イベント事業者に頼んでやる事業もあるかと思いますが、やはり、そこには人員配置が必要なのかとか、例えば保育支援課に関しても、来年度も定員を増やしていくというわけですから、やはり開設支援のために、ある程度の人員配置が必要なのかとか、先ほどアウトソーシングの活用と言っていましたけれども、そういった方法もあるのですけれども、ただそれを管理する職員も必要になってくると思うのです。やはり100人増やすのはどうかと思うのですが、ただ、適材適所、必要な配置というのは常々考えて、スリム化しつつも、区民サービスを低下させない人員配置をしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中塚委員

まず、資料のつくり方なのですが、冒頭それぞれの増減についてご説明がありましたが、この資料だけだと増と減の数字だけなのです。ぜひ、資料に増減の理由を記載するなど、資料は丁寧につくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

あとは、全体的な話として、行財政改革という説明がありましたが、この定数の増減にかかわって区が考える行財政改革とは何なのか端的にご説明いただきたいと思っております。

○黒田人事課長

まず1点目の資料のつくり方につきましては、例えば、先ほど新年度予算の事業に対応して所管のほ

うから人数に関する希望を聞いているというようなお話を申し上げましたが、そういった意味では、まだ予算審議前に執行体制を考えているということもございますので、その内容については、まだ審議いただいていない事業になるということもありますので、ここでは定員の増減だけをお示ししております。また、職員数につきましては、あくまでも採用の計画、見込みでございまして、内定辞退等があれば採用できると見込んでいた職員数も減るということであれば、この課にこういう理由で何人配置するというを資料に記載することはなかなか難しいところがございますが、資料の記載方法について、どのような形が誤解を与えずにわかりやすくできるかというところは検討してまいりたいと考えております。

行財政改革の考え方ということですが、人事的な側面から申し上げれば、最小の執行体制で最大のサービスを提供できるような体制を構築していくという意味では、職員の個々のスキルを上げていくことが必要かと考えております。

○中塚委員

まず、資料についてはわかりやすくしていただきたいと思うのですけれども、予算審議の前だと言っても、第1回定例会の日程の中に、常任委員会や、既に設置された予算特別委員会もありますので、これだけだと単純に数字の増減だけになってしまうので、特徴を捉えた説明の仕方というのがあるのではないかと思いますので、ぜひ工夫を要望しておきたいと思います。

行財政改革についてですけれども、先ほども、各所管からは100名ぐらいの要望がある中で、今回21増12減ということですが、とりわけ、新規に事業が増えたので増員するということと、職場によっては残業が多いため増員するところがあるかと思うのですけれども、残業が多いことから定数が増になった課というのは具体的にどこなのか、これが1つ目の質問です。

もう1つは、これは私の実感なのですが、障害福祉課は、事業の検討であったり、体制の検討であったり、実感で申しわけないのですが、見ているといつも忙しそうというのが実感するところなのです。障害福祉課の定員増がかなわなかったり、残業の状況であったり、それらについて人事課としてはどのように見ているのか、実感からするといつも忙しそうだなというのが思うのですけれども、その辺についても伺いたいと思います。

○黒田人事課長

この定数条例の関係で超過勤務の時間数が多いところへの対応という意味では、保育課や保育支援課、防災課などで、例えば保育課ですと、運営その他、申し込みの数が増えれば、当然、審査しなければいけない状況になりまして、そういった状況でありますとか、特に区立保育園ですと施設改修の対応ということも行ってきました、少し超過勤務になる状況でございます。保育支援課につきましても私立園を開設しますと、指導検査の準備など、開設園が増えれば仕事量が増える状況でございます。防災課も、水害等の対応で残業時間が多いというところでは執行体制の強化と、あとはいわゆる計画の見直し等も行っております。指導課につきましても、今、教員の働き方改革がいろいろと話題となっております、その事務局として対応するというのもございますので、今申し上げなかった課で資料に掲載しているものについても、一定程度、勤務の状況としてはそういったことであると判断しております。

2点目の、障害者福祉課のことを例にいただいておりますが、ほかの部署も、当然いろいろ執行の工夫を図り対応していただいているところもございますが、資料に記載していないところでも、一定程度、過員という形で人員配置は行っておりますので、そういったところにつきましても職員の配置は行っている状況です。

○中塚委員

勤務の状況を減らしてというお話ですけれども、その意味では障害福祉課含め、また定員増の対応が必要ではないかと思えます。

次に、児相の関係なのですけれども、今回、児童福祉士と児童心理士がそれぞれ3名ということですが、現状でご説明できる範囲でいいのですけれども、将来的にはどのぐらいの規模になるという見通しを持っているのか、ご説明いただきたいと思えます。

次に、今回、品川歴史館の学芸員が定数化されたことは高く評価しております。どのような役割を位置づけているか、その点を伺いたいと思えます。

次に、保育園と小・中学校の用務の関係ですけれども、先ほど委託という説明がありましたが、保育園と小・中学校の用務の委託はどのようにされているのかご説明いただきたいと思えます。

○黒田人事課長

まず、児童相談所の関係でございますが、今、国会で法案が上程されていると伺っておりまして、児童福祉法の改正によって、人口に対する児童福祉士の配置の数ですとか、専門職の配置というところが審議されるやに聞いておりますので、将来的にと申しますと、その国会審議の法案の状況を見ないと、体制としてはなかなか確定できないというところではありますが、計画的に採用して、派遣研修等で経験を積みませんと、採用して即児童相談所で児童福祉士として任用できるというわけではございませんので、そういった意味では、今、計画的に採用しているところでございます。最終的に何人ぐらいになるかというのは、国の状況も勘案してからというふうに考えております。

2点目の学芸員の役割につきましては、歴史館では収集した資料の整備でありますとか、展示関係、リファレンス、講座等、今までは事務職の職員がやっておりましたが、今後学芸員が中心となって、より専門的な立場でそういった業務を担っていただきたいと思っておりますし、文化財のほうは、埋蔵文化財、こちら資料整理等を含めて専門的な知識が必要となりますので、そういったところを学芸員に担ってもらう予定です。

用務の委託の関係でございますが、学校につきましては、一定程度、用務の職を事業者に委託して、委託すると複数の人員が配置できることになっておりますので、そういった学校の環境整備については委託による効果が一定程度出ていると聞いております。保育園の用務につきましては、今のところ用務職を配置していない保育園には非常勤職員、3時間の職員を2名体制で週5日配置しているという状況ですが、こちらも新年度の予算で所管から、環境整備については、清掃等については事業者に取り計ること、より保育環境の向上を図れるということで、非常勤の負担も減らす形で予算要求していると思っておりますので、そういった体制で、外部の力も活用しながら、事業運営を行ってまいりたいと考えております。

○伊藤委員長

ほかにはありますか。

○吉田委員

一番最初に、その後の議案にかかわるところなのですけれども、第13号議案、こちらに派遣ということによって、要するに定数条例に関係しているのではないかと思われるところがあるのですけれども、その辺の整合性は大丈夫なんでしょうかということが1点です。派遣ということになると、定数から外れる、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣のときにそういうご説明があったかと思うのですけれども、その辺の整合性がとれているのか、大丈夫と思えますけれども、一応確認です。

それから、定数ということについて、先ほど資料が不十分ではないかというご意見があったのですが、昨年、生活者ネットワークとしても、この定数が正しいかどうかこれでは判断できかねるということで、資料をきちんと整えてほしいという意見を申し上げました。その段階では出てきておりませんので、情報公開請求制度を使って、所要人員のやりとり、所管から要望を出していると思いますがその資料を請求いたしました。その中から何点か伺いたいのですけれども、それぞれの所管から最も適当と判断される所要人員の算出根拠、算出方法等を可能な限り係数的に記入して出ささいということがあって、算出根拠とか算出方法というのは、具体的にはどういう形で求めておられるのか。業務量算定のことかと思うのですけれども、どのように出されているか、ご説明いただきたいです。

それから、定数外については、70名を限度とするということは承知しておりますが、そのほかに、先ほどのご発言にもありましたけれども、過員で配置しているということもあります。情報公開を行い確認しますと、定数と現員に、すごく差があるのです。現員というのが現在の員数、人数が、所管によっては、例えば子ども未来部だと、平成29年では、定数34のところ現員が49名です。もう少し詳細なものを見ると、過員継続2とか、過員継続1とか、そういうのがいっぱいあって、この過員というのは、定数とは違う人数がこれだけ配置されている、年度当初から配置されているというふうに理解してよろしいのでしょうか。この定数条例で決めた定数と、過員で配置されている現員、その性格の違いと言うか、では定数条例を決めるということには何の意味があるのだろうかというふうに思ってしまうので、その辺もご説明いただければと思います。

私も具体的にわかるのが障害者福祉課なので、先ほど、仕事量の多いところにはアウトソーシングも活用してというお話がありましたが、本当に必要であればそうだと思うのです。障害者福祉課で言えば、本来であれば課外でやらなければいけない障害児のほうの相談とか、そういうのも全部課の中でやっています。人は分けていると言うのですけれども、この人数の中で分けのはそれですごく大変だし、どんなに分けてみせても、客観的に見れば、支給決定するところが相談も計画もしているわけで、それは余りにもひどい、本当に課外に出してほしいという要望をずっと出していると思うのですけれども、それをどのように考えてこの定数なのか。障害者福祉課も過員が付いていますが、これは過去の年度です。今回どうなるかはわかりませんが、その辺の考え方をお願いします。それから多分、去年の定数条例の審議のときに、障害者福祉課の体制を変えると、今までは縦割りの相談しかできなかったのを、どの障害者に対しても相談できるような体制にするということが前提となっていて、3月31日まで今までどおりで、急に4月1日から無理ではないですかと言ったのですが、案の定無理で、元に戻してほしいという要望も今出ているわけです。その辺のことと、この今の定数と、どのように理解しているかわからないので、いろいろ聞きましたけれども、それぞれお答えいただければと思います。

○黒田人事課長

まず、業務による算定方法ということで、定量的には、基本的には職員の勤務時間が1日7時間45分ございまして、週38時間45分と決まっておりますので、これが52週あって、そこから祝日・休日の日数を引いたのが、所定の勤務時間となっております。やや超過勤務がありますので、大体職員1人あたり、1人にすると2,000時間というのが定量的な計算になります。そういった意味では、職員を1増するという事は2,000時間プラスしてやる業務かどうかということと、先ほど申し上げた執行体制の工夫の中で対応できるとか、アウトソースできるということを勘案しますので、先ほど申し上げましたが、職員を1人採用するということは何十年にわたる財政負担ということもありますので、そういった定量的なところ、なかなか職員の職務遂行の能力を、定量的に何時間分の仕事が

できるというふうにはかることは難しいですけれども、そういったところも勘案しながら、人員については決めております。

2点目の定数条例の員数の考え方でございます。これは、職員数の上限というのを定めているもので、この条例数以上については、職員は雇えないという言い方は語弊があるかもしれませんが、職員数の上限は条例上の定数でありますので、先ほど、課の定数と過員の関係については、職場に設定した定数というのはあくまでベースとなる人数でございまして、上限までの数が、いわゆる機動的に柔軟に対応すべきところの人数となりますので、年度ごとに過員がついているというのは、そういった意味では将来的には業務が見直されるのではないかと、時限的などといったところも含めてそういった体制をとっておりますので、あくまで定数と定員の差というのは、機動的に職員を配置するためのものでございます。

障害者福祉課の体制につきましては、所管からの要求に基づいて人員を配置しておりますので、執行体制、業務のやり方については所管で検討されると認識しております。

○吉田委員

第13号議案との整合性について。

○黒田人事課長

失礼いたしました。第13号議案との関係で言いますと、本条例に沿って考えますと定数外になりますので、現員数からは数字としては差し引かれますけれども、当然、派遣が終了すれば定数に含まれるという意味では、定数外の職員も含めて、年度の人員数が、先ほど申し上げました条例定数を超えないようにという形で、人員管理をしております。

○吉田委員

それぞれの所管から人員要求を出すときに、所要人員の算出根拠、算出方法等を可能な限り係数的に記入せよというふうに指示しておられますので、具体的にどういう算出根拠なのか。先ほどの説明だと、時間数だけです。1人当たり働ける時間数が1日これぐらいでということですから、どちらが根拠になるのでしょうか。もともとが仕事量、うちの課ではこれだけの仕事量があるから、1人当たりこれだけ働くとこれだけの人数が必要になりますというふうなことを出させるのかなと思ったのですが、可能な限り係数的に記入せよと指示しておられますので、業務量をどのような形で、算出しているのでしょうかということをお伺いしたので、もう少し詳しく教えてください。

○黒田人事課長

可能な限りと申し上げておりますのは、例えば、何かの届け出件数が1,000件増えている、前年比1.5倍というところについては、1件の処理にかかる時間数が5分なのか、10分なのか、1件でも1時間相当かかる場合もあるのではないかとという意味で言うと、所管のほうでそういった業務量の増については、当然調査の中で詳しくお伺いしますが、その計算式で、5分掛ける何件とか、10分掛ける何件ということで職員を配置できるものですので、年度の申請が集中する時期があったり、先ほど申し上げた相談業務であれば、相談件数というよりも内容が結構複雑化していて時間がかかるということもありますので、業務量も参考にしつつ、それがどれぐらいの人員になるかということについて総合的に検討していくということになるかと思っておりますけれども、どちらが先というものでもないかというふうに思っております。

○吉田委員

済みません。まとめて聞けばよかったのですが、やはり定数があつて、過員がある。定数条例を定めるということは、これ以上は雇えないよという定数を定めるのだと思うのです。その定数以上は増やせ

ないから過員で配置するというのは、何か本末転倒のような気がして、やはり仕事量がこれだけあってこれだけ必要ということであれば、定数を増やす条例提案を受け議会の中で議論していくものではないかと思うのです。これだけ過員がたくさんある中で定数についてこの場で議論するというこの意味が、私には理解しがたいのですけれども、済みません。理解が悪くて申しわけありませんが、もう1回説明していただけますか。

○黒田人事課長

いわゆる条例上の定数は職員の上限の数ですので、これ以上職員の人数を増やしてはならないという数です。所要人員上の定数と言うのは職場に配置する数でございますので、条例との関係で言うと、所要人員上の定数と過員を足した数が定数条例の上限を超えてはならないということでございますので、先ほど申し上げた職場に配置している定数と定数条例で定めた上限のところ職員を機動的に、本来年度間で配置できるという意味では、同じ定数という言葉を使っておりますが、意味合いが違うというものです。

○吉田委員

理解が悪くて済みません。では、この資料にある定数というのは、定数条例の定数ではないということですか。

○黒田人事課長

所要人員上で言っている定数と、条例上の定数は、定数という同じ言葉ですけれども、意味合いが違いますので、そこはご了解いただきたいと思います。

○吉田委員

全部足し合わせてはいないのですけれども、では、この資料上の定数というのは、足し合わせても定数条例にある数にはならないということですかね。

○黒田人事課長

平成30年度で申し上げますと、配分定数を足し上げますと2,255でございます、職員の現員数は2,499という意味では、240ほどの合差がございますので、ここの部分はいわゆる過員となっております、あくまでも定数条例は職員の人数の上限だということでございます。

○吉田委員

現員というのは、それぞれの職場に過員配置されている人も含まれると考えてよろしいでしょうか。

○黒田人事課長

現員と書いてございますのは職員の数でございます、それは定数条例の中で言う職員の数と同じものでございます。

○吉田委員

それと、先ほど保育園の用務職を、外部委託するという事で非常勤職員の負担を軽減するというような話でしたけれども、今まで、保育に専念できない状況が非常に負担になるということで質問させていただきたいのですが、その負担感は一定解消の方向にあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○黒田人事課長

保育士の配置につきましては、いわゆる国基準がありまして、そのほかに区で独自で加算しているところも含めて配置しております。そのほかに非常勤職員を配置して、有資格であったり、無資格非常勤は用務の代替等として入れておりますが、そのほかにも登園時・降園時の見守りも行っているというふ

うに伺っておりますので、清掃業務等を委託、全園とは聞いておりませんが、その中では一定程度負担が減るという効果が出てくるのではないかと考えております。

○須貝委員

もし間違いがあったらそれも教えてください。定数内職員というのは正規職員であり、定数外職員が臨時職員や非常勤職員や非正規職員である。今回、職員定数条例の改正なのですが、今までの話を聞いていますと、やはり職務上人員が不足しているところは短時間業務である定数外職員を採用し依存している。この依存の割合というのは結構増えているのではないかと思うのですが、もしそうならば、この定数外職員の就業時間であるとか、人員数、これもここに報告しないと、我々がこの人数だけで品川区の業務を全て担っているように思ってしまうのですね。これだけ人口が増えてきて、それぞれ福祉分野でも相当人員を増やさなければいけない中で、実際は一生懸命定数を切り詰めていますよというふうにやっているの、やはりあべこべだなと思うのです。よくよく話を聞いたら不足しているところは短時間業務である定数外職員を使っているということ、その辺について私はきちんと就業時間数と、それから人員数も報告すべきだと思うのですが、教えてください。

それから、定数内職員、正規職員ですけれども、これは、休職者は定数外で入らない。つまり、品川区の職員が定数条例の職員、例えば正規職員が2,000人いたとして、お産等で70名の方が休職していたら、その70名は定数に入らないということです。そうすると、そういう方もここに載せておかなければだめではないですか。その方たちが戻ってきて、では2,000名が2,070名になりましたと。でもそれは、条例では何ら違反行為ではないわけです。でも、戻ってきたら、実際は職員数がプラス70名増えるわけです。だけど、それをここに載せない。そうすると、我々はこの資料を見て、正確な職員数、それから正確な業務をどういう方たちが何人で担っているか、全くつかめないではないですか。これについてどのように思いますか。教えてください。

○黒田人事課長

まず、定数外職員における非常勤職員の数については、平成30年度で言いますと年度当初で1,300名ほど雇用しておりますので、そういった意味では正規職員と非常勤職員で区政を運営しているというのはご指摘のとおりでございます。それが、この資料に出てこないというご指摘でございますが、今回の議案審査では職員定数条例ということで、正規職員の上限数を定めるという条例審議をいただいております。非常勤職員数につきましては人件費等でございますので、予算審議の中で職員費でありますとか、報償費というところでご審議いただいている状況ですので、今回の議案審査についてはあくまでも定数内職員の上限をご審議いただいておりますので、資料には記載がないものです。

○須貝委員

私が言っているのは、これだけの品川区の業務を担うのには、そういう非正規雇用、定数外職員を使われていると。その方たちの数について審議するとは言っていないです。あくまで定数条例に基づいた正規職員の数を審議するという事は、もう当たり前だと思うのです。だけれども、一体、全体として何名の方が区の業務を担っているというのは、全然これではつかめないではないですか。先ほど少し申し上げましたけれども、例えば休職中の70名の方が戻ってきて、それは2,000人として、70名増えたって定数は2,000名ですよということで、条例違反にも何もならない。我々がここで審議するにあたり報告だけでもやはりするべきではないかなと思うのですけれども、違いますか。もう一度、ご見解をお聞かせください。

○黒田人事課長

条例審議の場でお示しするのか、予算審議の場で議論をいただいておりますので、そういった中で資料の出し方については検討させていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認をいたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

態度としては反対です。

理由を述べますと、問題点と改善された点がございしますが、一般事務については10増という意味では、一定改善しているとは言えるものの、1,000名を超える非常勤職員の存在や、障害者福祉課の多忙化など、さらに改善をすべき点があると思います。児相については、今後どういう方向性が示されるか、国の動向も踏まえつつも、しっかりとした体制とするよう要望したいと思います。保健師については、なかなか人材の確保が難しい分野でもありますが、今後しっかりと確保していただきたいと思います。品川歴史館における学芸員の正職員化は評価したいと大いいます。ただし、保育園と小・中学校の用務であります、非常勤や業務委託ではなく、ここは正規でやるべきだと思いますので、総合的に見て反対ということです。

○いながわ委員

基本は総合的に見て賛成なのですが、先ほど申し上げたように適材適所、人員要求も入っているわけですから人員配置をしっかりとやっていただくということで、いただけるという大前提のもと、賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

品川・生活者ネットワークとしては、結論としては反対したいと思います。先ほど幾つか質問させていただいて、去年の段階で保育士の負担ということが、非常勤の保育士に用務職の負担が行くということで、それは違うであろうということで、それを外部に委託するということが、成果は結果を見ないとわかりませんが、保育士の負担を減らすという方向は評価したいと思います。

ただ、やはり現場から聞こえているお声では、もう圧倒的に足りないと。非常勤の職員ということでは、保育士の資格を持っていない人たちが今いっぱい増えていて、いろいろ保育上の課題があるということをお聞かせしています。障害者福祉課でも、先ほどは所管から要求が上がってこないというようなお答えに聞こえましたが、実際にもしそうだとしたら、要求しないほうがおかしいのではないかと。ぐらいの今仕事量の多さです。それが職員の負担もそうですけれども、相談に行かれる方への負担に

なっております。もともとハンデのある方たちが相談に行かれるところで、それでは区民のサービスということから考えても、本当に大きな問題だと思っております。

最後に、やはり資料の出し方なのですが、さまざまご意見がありました。私も情報公開で一部黒塗りのところがあったので、審議会まで持って行ったのですが、審議会での審議の結果は尊重したいと思います。そのご意見の中で、大変反省をしたのですが、この情報公開によって委員会審査の資料を何とかしようと思ったことが、本当に問題だったなど。やはり、委員会の中で資料を出してほしいということをもっと請求すべきだったと思います。反論書の中に、このままでは議員として審議できないというようなことを書いてしまったのですが、それについて審議会からご指摘を受けたのですが、議員として書かれていたけれども、それはこの決定を覆すものではないということで、本当にそのとおりだと思います。議員としての役割を果たすためという理由で、求めてはいけなかったな、やはり委員会としてきちんと、もっと正確な審議ができるような資料を出していただきたいということを、ここでは要求としてつけ加えて、この議案については反対をしたいと思います。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第11号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例の議題を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

ありがとうございます。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

(3) 第12号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に、(3)第12号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、第12号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。資料の1ページをごらんください。

1、概要でございます。民間労働法制においては働き方改革を推進するための関係法規の整備に関する法律、いわゆる働き方改革法が昨年7月に交付されまして、時間外労働について今年4月より上限規制等が導入されることとなりました。主な規制内容につきましては、時間外労働の上限時間について月45時間、年間360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間未満、月100時間未満とし、平均80時間を限度に設定するというものでございます。

国家公務員につきましても、超過勤務命令を行うことができる上限を、人事院規則で定めることとさ

れ2月1日に公布いたしまして、同じくこの4月1日に施行されることとなりました。区職員におきましても、地方公務員法の規定に基づきまして、国家公務員制度との均衡を図るため、超過勤務命令を行うことができる上限時間を定める等の措置を講じるために、条例改正を行うものです。

2、改正内容でございます。資料をおめくりいただきまして2ページの新旧対照表をごらんください。第9条 超過勤務に第2項を追加いたします。内容といたしましては、超過勤務に関しその上限時間その他必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定めるというものです。職員の給与に関する条例における条文の引用先も変わることから、附則の第2項におきまして、引用条文の改正も合わせて行っております。

この人事委員会の承認を得て規則で定めるとありますのは、区で定める条例の内容が関係法令に適合しているかなどにつきまして、第三者機関であります人事委員会の承認がなければ、規則として制定できないというものです。

1ページにおもどりいただきまして、3、規則に規定すべき内容です。規則改正につきましては、条例改正についてご議決いただいた後になりますが、国家公務員との制度の均衡を図る観点から、人事院規則に準じた内容を予定しております。今後、特別区人事委員会から承認基準等が示される予定となっております。予定している内容といたしましては、民間労働法制と同様の基準であります月45時間、年間360時間を原則としまして、特別な事情がある場合でも、年720時間未満、単月100時間未満とし、複数月平均80時間を限度とするというものです。

民間労働法制の働き方改革法では臨時的とされていたものが、人事院規則では他律的な業務というふうに規定されておまして、国家公務員におきましては、国会関係、国際関係、法令協議など、自律的に決まらない業務については他律的な部署として設定するというような定めをされておまして、総務省によりますと、地方公共団体においては、例えば、地域住民との折衝等に従事するなど、業務の量等が他律的に決まる比重が高い職務が該当しているというふうに見解を出しておりますが、こちらにつきましては、区の業務の状況等を勘案して定めていきたいというふうを考えております。

また、国の人事院規則では、特例業務といたしまして、大規模災害の対処、重要な政策に関する法律の立案や国際関係など特に緊急を要する業務については、規制の適用除外としておりますので、区におきましても、災害対策などの業務が当たると考えておりますが、具体的な内容につきましては、先ほど申し上げました人事委員会の承認基準等が出された後に検討してまいりたいというふうを考えております。

施行期日でございますが、平成31年4月1日でございます。

○伊藤委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。地域の団体でも働き方改革についての超過勤務などについては、地域の団体の青年部と言うのですか、社長の集まりなどに行くと、こういう話が頻繁に出てきていろいろやるのですけれども、要するに超過勤務の上限を決められてしまうではないですか。そのメリットとデメリットと言うのですか、区役所側のメリット・デメリット、職員側のメリット・デメリットがそれぞれあると思うのです。要は上限を決められてしまうわけですから、それ以上の残業は認めませんよという。社会保険労務士の方々も、わかりやすい例をいろいろ出してやっていたりしているのですけれ

ども、要するにどうなるのか。あと、これは日曜日、休日労働を含むと書いてあるのか。要するに、日曜開庁をやっているわけではないですか。それは区民の皆様に対するサービスの一環としてやっているわけであって、そういうところに影響がでるのか。もし影響がでるのであれば、やはり人員を増員してうまく回していかなければいけなくなってしまうのかと思うのですけれども、その辺を教えてください。もし、Aさんが大体これぐらいの残業代で、これに当てはめると、その残業代は20時間カットされて、その分残業代が安くなってしまいますというような、わかりやすい例を出していただいたほうが、厚労省から出ている資料にはわかりやすく書いてあるのですけれども、何かぴんと来ないというか、あるので。

○黒田人事課長

今、委員からメリット・デメリットというお話がありましたが、基本的に民間労働法制の制定に至った発端が、長時間労働による過労死を防止するということで上限を定めるということとして、民間に労働法制で規制をかけることから、国家公務員についても合わせて人事規則で定めると、また地方公務員についても同じように定めるということでございまして、メリット・デメリットという意味で言うと、職員にとっては、健康を害して仕事をしないようにということで、一定程度、今もこちらで月間80時間の残業を超えるような職員については所属長が必ず面談をして人事でチェックをして、必要であれば産業医の面談を受けてもらうという形で、健康の確保に努めているところですので、そういった意味では、上限を定めることによって一定の目安ができますので、それ以上を超えて働くことは健康を害するというところを上司の職員が理解するということかと思えます。

日曜開庁につきましては、あくまでも振替休日やシフト勤務で行っておりますので、月の労働時間の中で調整し、日曜日に閉庁するというのではなく、シフト勤務や振替休日等の活用の中で、勤務時間の縮減を図ってまいりたいと思います。

人員増との関係でございしますが、当然、同じような仕事をしていけば、人が足りないということにつながりますので、先ほど来申し上げておりますが、アウトソース等の活用とか、能率の向上で、例えば2時間かかっていた資料の作成を1時間で終わられるように、資料の作成能力も含めて向上を図るところで、全体的に勤務時間の縮減を図るというものです。

○いながわ委員

ありがとうございます。おっしゃることは理解するのですけれども、要するに、これは民間の労働法制ですから、民間会社と労使関係にある労働者の間でこういうような取り組み、すごい残業時間による自殺者であったり過労死というのは実際にあったのも事実で、それは社内でいろいろやるべきだと思います。先ほど面談をされるという話もありましたけれども、私は法律家ではないからわからないですけれども、安直に考えると、超えた分の残業代をもらえませんかというイメージなのかなと。それは、民間もそうだと思うのですけれども、有利なのは役所側になるのかなと。例えば、残業を今までどれぐらいの残業代をもらっているかわからないですけれども、例えば、今まで普通に残業代をもらっていたけれども、頭打ちされてしまうというわけですね。それ以上はもう働かなくていいよと言っても、普通は職員や会社員には、多少残業代も見込みながらもいろいろな生計と言うか、ライフワークと言うか、プランを立てられている方もいらっしゃる中で、その辺が、要は残業代をカットしますよという、わかりやすい表現で言えばそうなのか。もちろん、過労死とかそういうものはしっかり見ていかなければならないので、産業医ときちんと面談してくださいよという話の中で、これ以上残業したらというあれですけれども、好きで残業をすると言いたい方はおかしいですが、やりがいを持っている人と言うか、二

千何百人いる職員の中にはそういう方もいらっしゃるのかなという部分で、要は、残業代が減るという感覚になるのですかね。

○黒田人事課長

超過勤務は時間数に応じて超過勤務手当という形で支給しておりますので、勤務する時間が短くなれば手当の支給額は減りますけれども、勤務した時間に対して手当を払わないということは、これは不払いです。そういったことではなくて、この時間を超えて仕事をしないと、この時間内で終わらせられるようにさまざまな工夫を図っていくものでございますので、働いた分の残業代を払わないということではございません。

上限が決められているというご指摘がありましたけれども、超過勤務については、本区で言うと、超過勤務命令をした上で超過勤務をするという制度でございますので、上司が超過勤務命令をせず、今日の仕事はこの時間で終わりにするというところを定めることになると思われます。

もう1点、好きで残業しているわけではないというご指摘がありましたが、先ほど申し上げたとおり、1時間で終わる仕事を突き詰めて2時間かけてやるというようなこともあろうかと思いますが、そういうことではなくて、一定程度の仕事の成果を短い時間で出すということも能力として求められているところですので、そういった形で仕事を進めていきたいと考えております。

○いながわ委員

済みません。私も質問しながらだんだん何を聞きたいのかがあれだったのですけれども、全国的に4月1日から施行されるわけではないですか。そうすると、この制度が運用が始まることで、品川区役所全体の人件費というのは抑えられてくるということになるのですか。要するに、これをやることによって、人件費は平成30年度より平成31年度のほうが、やはりさまざまな部分で支出は抑えられるという感覚であるわけです。

○黒田人事課長

720時間を超えるような超過勤務をする職員自体の数は、先ほど、2,500名ほどの職員と申し上げましたが、昨年度で51人ほどです。全体の人件費から見ると、それほど大きな額というわけではございませんが、そういった職員は長時間労働をしているということでは間違いございませんので、健康確保も含め、仕事の能率化も含め、対応していきたいと思っております。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○中塚委員

先ほどのご説明の中で、超過勤務について過労死を防ぐための上限規制だと説明がありましたが、これはとんでもない話だと思います。過労死ラインを超える上限まで働かせるというものは、まさに最悪の法案に対する最悪の条例改正だと私は思います。

まず、実態を伺いたいのですけれども、1カ月間の超過勤務が80時間を超える方、1カ月の超過勤務が100時間を超える方、それぞれ何人いらっしゃるのか伺いたいと思います。

そして、品川区としては、この超過勤務を減らしたい、改善したいという立場なのかどうかご説明いただきたいと思います。

○黒田人事課長

今ご質問のありました月80時間を超える職員が何人いるかということですが、延べ人数になりますので重複している職員もおりますが、平成29年度で427名でございまして、仕事につきましては、

年度末、年度当初など繁忙時期がございますので、月平均しますと35.6人という状況です。そのうちの100時間を超える職員につきましても、年間延べで201名ということで、月平均にしますと16.8人というような職員が80時間、100時間を超えるような超過勤務をしているという状況です。

区としては減らしたいのかというご質問でございますが、短い時間で同じ質の仕事ができるのであれば、これは短くしていかなければなりませんし、ただ、区民サービスでございますので、例えばどうしてもやらなければいけない仕事であれば、それは公務としてやらなければなりませんので、それを何とかしてやっていく必要がございます。全体的に超過勤務は減らしつつ、区民サービスの向上を図りたいと考えております。

○中塚委員

その80時間を超える方が延べで427人、100時間を超える方が201人。先ほど、区民サービスとの関係というご説明がありましたが、突発的な防災とか災害についてはこの規定に当てはまらないというのが冒頭にご説明ありましたが、品川区としては長時間労働超過勤務を改善させたいという意思があるのか、それに基づいて業務や執行体制を変えるという手を打つ考えがあるのか。先ほどのご説明だと、しょうがないではないか、そんなふうに私には聞こえるのです。改めて、この80時間、100時間を超える超過勤務を改善させる立場にあるのか伺いたしたいと思います。

合わせて、いわゆる過労死ラインというのは月何時間を超える超過勤務を指すのか、区の認識も伺いたしたいと思います。

○黒田人事課長

区としましては、働き方改革として「しながわ一く」を平成29年度から取り組んでおりますので、当然、超過勤務の縮減だけではございませんが、働き方について上司も部下も認識して変えていって成果を上げていこうという取り組みを行っております。その工夫といたしましては、新年度の予算の中でも、例えばAIを使った業務改善でありますとか、さまざまなものを活用しながら工夫を巡ってまいりまして、所要人員調査のところも一定程度、先ほど申し上げましたが、職場によって事業の閑散期と繁忙期が違うところもありますので、平準化を図りながら、今いる職員の能力を活用して最大限のサービスを提供できるようにしてまいりたいと考えております。

過労死ラインでございますが、労働安全衛生の観点から、月間80時間を超える超過勤務は過労死ラインと言われているものでございます。

○中塚委員

さらに答弁が後退しているのですよ。先ほどは、そうは言っても超過勤務は短くしなければならないと思うと言いましたが、今のご説明では、成果を上げていくのだと。要するに、月80時間、月100時間、品川区も認めるこの80時間以上を超える超過勤務を改善させる立場にあるのか、はっきりとご説明いただきたいと思っております。

○黒田人事課長

80時間を超える職員を減らしていくというのが区の立場でございます。

○中塚委員

80時間を超える職員を減らしていくのが区の立場であるならば、なぜ今回は条例改正で1カ月について100時間まで、2カ月から6カ月平均で80時間以下を認めるという条例改正をするのか伺いたしたいと思います。

○黒田人事課長

今回の月100時間、80時間という規制内容につきましては、人事委員会の承認を経ている規則ですので、実際にはこれから定めるものではございますが、あくまでも規定については民間の労働法制があり、国家公務員制度があり、地方公務員制度があるという中で、均衡を図って制度を定めるというものでございまして、100時間まで超過勤務を認めるために条例を改正するというものではございませんので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○中塚委員

認めるためにはないとは言いながらも、1カ月について100時間まで認める内容ですから、それは明らかにおかしいと思います。

最後に、先ほどのやりとりの中で、職員が残業を好きでやっている、嫌いなどのやりとりがありました。が、そもそも超過勤務というのは好き嫌いでやるものだと区は考えているのか、いわゆる上司による、職務上の指示に基づいて行うものだと思っているのか、その点についてははっきりとご説明いただきたいと思います。

○黒田人事課長

私は、好き嫌いでやっていると申し上げたわけではございません。基本的に超過勤務は上司の命令で行うものですので、資料作成において、例えば色使いでありますとか、レイアウト等に凝り出すと時間がかかるというところもありますので、そういった意味では、職員が一定の品質のものを一定の時間でやるということが必要だというふうに先ほど申し上げたところでして、レイアウトに凝ってはならないということではないですけれども、そういったスキルアップも図りながら時間を短縮していくというものであろうかと思っております。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

現実論、区職員の業務によって違うと思いますし、昼間現場に出ている、相談業務でほとんど時間を費やされて電話対応などをやっていると、では現場に出ているときの仕事の内容を5時以降の報告書を書かなければいけない、提出しなければいけないとなったら、やはり1時間ではもちろん済まない、2時間、多ければもっとかかるのではないかと思います。だから本当に、その方の働いている部署や仕事の内容によって相当違うと思うので、どうなのかなど。ただ、上限を決めるのはいいのですけれども、品川区も上司の業務命令があればその仕事を超えてもいいというようなお話でしたので、ほっとはするのですけれども、要は最終的に働いている職員の方の健康管理はもちろんですけれども、今度、区民サービスということを考えたときに、その仕事が後手後手になってしまい処理に2日も3日もかかってしまっておくれおくれになったら、それこそ私は大問題ではないかと思うので、もちろん健康管理は第一ですけれども、その辺は慎重に動いていただきたいと思います。

特に大企業など、これは噂なので私もその現場を押さえたわけではないのですけれども、大企業の一部には、会社を5時または6時に退社しまして、別のオフィスで仕事をやっているという話まで聞いたのです。そうすると、調査に行ったとしても、本社はもうまるっきり真っ暗になっている。だけれども、皆さんが帰っていったと思ったら別のオフィスに行って、そこで業務をしているというような話まで聞いているので、実際に、区のほうはこの条例をきちんとやろうとすれば、家に帰って自宅で仕事をやってくれというような、そのような圧迫感になったら、なおさら精神的にも、また家庭的にもいろいろ不

和の問題になるので、私は慎重にやっていただきたいというふうに思います。

1つだけ疑問点なのですが、これは品川区の固有教員の方にも当てはまるのですか。教員の方は別の制度があると思うのですが、実際にこの条例に準じるのか、いや、あくまで違うのかをご答弁ください。

○黒田人事課長

教員につきましては、超過勤務手当が支給されるということではありませんが、今回の条例の考え方、教育委員会でも同じように条例が出されており、労働時間の上限規制ということでございますので、手当を支給する・しないということではなくて、勤務時間については時間外労働の上限時間を定めるということになりますので、そういった意味では固有教員であっても規制がかかるというものです。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成します。

○中塚委員

過労死ラインを月80時間を超える時間外労働を認めるものなので反対です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

先に意見を言わせてください。品川・生活者ネットワークとしては、この議案についてはすごく悩みました。この100時間とか、平均で80時間というのを計算すると、毎日12時間働くような感じになるわけで、これが果たして働き方改革ということになるのかということ、すごく悩みました。

ただ、一方で、区の職員に対して私たちはやはり区民サービスを求めるわけです。例えば、すごく具体的な事例ですけれども、公立保育園の質などはきちん担保してほしいということ、一方では求めてしまう。そうすると、先ほど須貝委員がおっしゃったように、その事務作業というのは時間外にずれ込んでしまうのではないかと。また、窓口での相談などもやはり丁寧にしてほしいとか、さまざまな調査も行ってほしいということ、一方では求めるわけです。それで、先ほども定数条例で定数が決まってしまった、その定数の中で、ではこの時間というのをどう考えたらいいのだろうかということ、すごく悩んだのですけれども、今のご答弁を信じるとして、方向性として減らすのがまず第一歩だと理解したときに、やはり個人の能力の問題もありますが、この時間までに仕事を終えなければいけないとなってしまうと、自分がやるべき仕事ということがだんだん後のほうになってしまっているとプレッシャーも一方で大変

なストレスになるのではないかと考えます。

そういうふうな、定数のこと、それから個人の仕事の能力の問題などをさまざま考えると、やはり現在としては減らす方向性で、まず第一歩踏み出すべきではないかと考えて、これについては、基本的に減らす方向で考えていくのですよねということを前提として、賛成をしたいと思います。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第12号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、挙手により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

(4) 第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に、(4)第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

理事者より説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。資料の1ページをごらんください。

昨年、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、条例を制定いたしました。今回提案いたします改正案につきましては、この派遣等に関する法律に基づく職員派遣を行う団体といたしまして、新たに5つの法人を追加するというものです。法律で規定されております職員の派遣が可能な法人につきましては、一般社団法人、一般財団法人、公益法人につきましては、この法人のうち公益認定を受けたものになりますので、この区分に当てはまります。そのほか、一般地方行政独立法人、特別の法律により設置された法人のうち、営利を目的としないもの、地方六団体のうち、その業務が地方公共団体の事務事業と密接な関連を有し、施策推進を図るために人事的援助が必要な団体を指定するものです。

今回追加いたしますのは、区内にございます4つの公益法人及び品川区社会福祉協議会の5つの法人でございます。これまでは、地方公務員法に基づく職員研修の一環として区職員を派遣しておりますが、この派遣等に関する条例に基づく職員派遣につきましては、職員の身分欄に記載がありますとおり併任となりますので、区の職員の身分のほか、法人の職員としての身分も合わせ持つというところが、研修派遣と違うところです。これによりまして、法人が本来行う業務については法人の職員の立場でかわることになりまして、携わる業務の幅が広がるということです。

表の4番目にあります給与ですが、派遣期間中は、先ほど申し上げたとおり、法人の職員の身分も持

ちますので、本来は給与は法人が支給するということが原則でございますが、その法人の業務が地方公共団体の事業等に関連する業務である場合は、区が支給ができるというところです。

6番目の派遣期間ですが、研修派遣では期間の定めはございませんが、こちらの派遣等に関する条例による職員派遣では定めがございまして、派遣できる期間は3年以内となっておりますが、5年まで延長可能というところです。

施行期日は平成31年4月1日ですが、職員派遣に必要な手続きを行う場合につきましては、施行日の前においても行うことができるものとしております。

○伊藤委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。例えば、品川区内にある公益社団法人、財団法人に職員を派遣するというのは、もちろん、品川区にプラスと言うか、いずれまたこちらに戻ってきたときに、ノウハウなどを非常に生かせると思っているのですが、今回、大会組織委員会の明記がなかったのも、来年のいつまでになるかわからないですけれども、大会組織委員会に確か5名ぐらい派遣しているのか、そのような話を聞くのですけれども、済みません。質問が所管外になってしまうとあれなのですけれども、例えば大会組織委員会にプロパーはそれほどいないのですよね。例えば、品川区を担当する方は、東京都の水道局出身なのだと、だから、そこから派遣されていると思うのですよ。それと同じような形で、恐らく大会組織委員会に行っている職員の方は、誰かからそういうことを聞かれたら、私は品川区から来ているのですよ、大会組織委員会の中に入っているいろいろ調整をしているという話をするとするのですけれども、大会組織委員会という大きな母体があって、いろいろなところの方が集まってきてやっている中で、これは答えられなかったら申しわけない。所管が違うかもしれないのですけれども、どういう職務権限があって行っているのか、本当は品川区のオリンピック・パラリンピック準備課と大会組織委員会をつないで、品川区の立ち位置をしっかりと明確にしていって、東京2020大会のときに品川区に有益になる、そういった業務に携わっておられるのか、それとも、大会組織委員会は手が足りないわけですよ。だからあちらこちらから人を集めているので、行ってみたらいろいろな報告はあるのだけれども、そこまでの権限はなく、言い方に語弊があるかもしれないけれども、お手伝い程度、事務処理などで終わってしまっているのがどうなのかという部分を確認をしたい。そうすると、所管が違うのでわかりませんけれども、こういう形で職員を派遣するということで、追加する品川区シルバー人材センターなどは戻れば必ず全て所管があるわけではないですか。ただ、オリンピック・パラリンピックに関しては、今は所管があるのだけれども、結局あと2年後には全てが終わるか、どこかの時点で課がなくなるかもわからない状態の中で、派遣に行っているわけであって、ここに派遣する目的は1つだと思うのです。品川区と大会組織委員会をしっかりとパイプをつないで、品川区にいろいろな意味で、東京2020大会を通じて利益をもたらすために派遣をしているのかという感覚で私はいるので、どういった職務権限で行かれているのかというのがわかれば、わかりませんか。

○黒田人事課長

私のほうで把握している範囲でお話ししますが、現在、大会組織委員会には平成30年度4月1日現在で12名の職員を派遣しております。業務内容としましては、国内広報チームであります。報道対応支援チームということで、オリ・パラの全体にかかわるような仕事に携わっている職員もいれば、会

場担当ということで、会場の競技を担当するところに配属になっている職員もいるのですが、私どもで把握している範囲ですと、品川区のホッケー会場が、品川区の担当になっていないという話も聞きますので、そこは人事として、品川区のオリ・パラのために職員を派遣しているのです、品川区にかかわる仕事にぜひ本区の職員を配属してくれというのは、大会組織委員会には申し上げておりますが、委員からご指摘ありますとおり、向こうのほうで全体のオリ・パラの中で、都庁に限らず民間の企業からの社員の出向があつて、相当な人数の体制を組んでいる中では、なかなかこちらの要望どおりは職員配置がなされていない部分もございますが、私どもとしましては、区のオリンピック・パラリンピック準備課と連携して、区内競技等を盛り上げてオリンピックを成功させたいということで職員を送っておりますので、そういったところは今後も働きかけていきたいと思っております。

○いながわ委員

ありがとうございます。まさにそうなのです。要は、人を出してくださいよと言われて出しているようになってしまうのは、絶対よろしくなく、区が出した12名の方に関しては、もちろんオリンピック・パラリンピック全体を把握しつつも、やはり品川区に資する活動、事務、現場も含めてやっていただくというのが、まさに派遣している意味がある。やはり立ち位置が、区が上なのか、大会組織委員会が上なのかという議論になって、これは明らかに大会組織委員会だと私は思っているのです、そんなことを言うのだったら、ではいいですよと向こうも言いかねないか、わからないですけども、ただ、少なくとも関係が良好な中で、ビーチバレーボールが潮風公園、ホッケーが大井埠頭中央海浜公園で開催されるわけですから、あとは品川区内の動線の確保とか、さまざまな交通などの部分でしっかりと携わっていただきたいという思いが、すごく強くあるのです。派遣された職員は、いや、私は違うほうにも行ってみたいと思っているのかもしれないですが職務上派遣されているわけで、品川区が払っているわけですよ。大会組織委員会は多分払っていないわけですよ。それも1点確認したいのです。なのであれば、やはり品川区に資するような部署にしっかりと配置してもらおう。先ほど課長もそうおっしゃっていたので、それをきちんとやっていただきたいと思えます。

○黒田人事課長

派遣職員の給与の部分につきましては、基本的には品川区が払っておりまして、大会組織委員会につきましては、共済費の事業主負担については大会組織委員会が持つということで、東京都、23区全体を含めて統一的な対応をとられておりますので、そういった負担はしているところがありますが、基本的には、区が人件費も負担して職員を派遣しておりますので、品川区に資するような形で職員が活躍できるようにこれからも支援していきたいと思っております。

○いながわ委員

ありがとうございます。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

○中塚委員

今回の条例改正ですけれども、併任となることで法人の立場で携わる業務の幅が変わるというところがよくわからないのです。今までの職員研修と、今回の条例に基づく派遣の違いというのは何なのか、区民にとって何がどう変わるのかご説明いただきたいと思えます。

○黒田人事課長

なかなかわかりにくいところではありますが、研修派遣というのはあくまでも研修の一環として、能

力の増進を図るため長期間研修に行っているという位置づけでございまして、今回の条例による派遣につきましては、その法人の業務を区が人的支援も含めて行うというところに違いがありまして、ただ、やっている業務が大きく変わるかと言うと、研修でやっているか、法人の職員の立場でやっているかというところでなかなか区分はしにくいのですが、そういった意味では、派遣を行う趣旨が違うというところではあります。

○中塚委員

職員を派遣する趣旨が異なるということですが、区民にとっては何か変わるのか伺いたいです。

○黒田人事課長

区民にとって直接的に何かが変わるということはないと思いますが、例えば、法人の業務に対して人的支援として、職員を派遣すると、今までは研修の立場でしか携われなかったところが、法人の職員として業務ができるという、少し抽象的なこととなりますので、4月1日以降何か大きく変わるということではありませんけれども、全体的な福祉の向上と申しましょうか、そういったところに寄与していきたいと考えております。

○中塚委員

人的支援ということですが、相手から求められて区が送るのか、区の判断としてこれは送らないといけないということなのか、人的支援となるとどういう判断になるのか、最後に伺いたいです。

○黒田人事課長

基本的には、研修派遣であれば、区が職員の研修として必要ということで区から送るわけですし、この条例による派遣につきましても、施策を推進するために人的支援が必要だということで送るわけですから、あくまでも職員の給与は公費ですので、使って全体的な福祉の向上を図るということを目的に求められてということではなく、こちらから施策の推進ということで派遣をするものです。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○吉田委員

去年の総務委員会で大会組織委員会のほうに派遣するための条例を審議したときに、一度伺っているのですが、この法律自体ができたときにあえて品川区は条例化をしないで、研修派遣という位置づけでいろいろな団体に派遣していたと。それで、オリンピック・パラリンピックの場合は、法に基づく派遣であれば受け入れると、事業主負担の共済費は大会組織委員会が負担するということが去年の答弁でした。そのときに、ほかの派遣は研修派遣ということで、大会組織委員会との整合性はきちんととれている。でも、今後必要に応じて研修派遣であったり、もし条例の派遣を行う必要があれば、そういったことも検討していく必要があるのかと思っているというのが、去年のご答弁でした。今回法人等が設される条例改正が行われるということでは、やはり今までの研修派遣ではなく、条例による派遣を行う必要が特にあるというふうに判断されたということなのではないでしょうか。その中で、この5法人を選んだと、そのほかにもいろいろな研修派遣は続いていると思うのです。そこでの違いはどうか。要はこの5法人を選んだ理由です。その辺を教えてください。

○黒田人事課長

条例に派遣団体を追加しましても、その団体に研修派遣ができなくなるというものではありません。

で、その性質によりまして、条例による派遣であったり、研修派遣というのは、そのときどきに応じてすべきものかと考えております。今回、この5法人を追加した理由ですが、ご説明でも申し上げたとおり、対象となる法人が地方公共団体の事務事業と密接な関連を有し、施策推進を図るために人的援助が必要な団体という中では、区内にありますこちらの公益法人や社会福祉法人につきましては、区と密接な事業の関係となっている団体ですし、公益性も高いというところで、区が給与を負担するという点についても施策の推進を図るために、現在も研修派遣というところで職員を研修させているところではありますが、もう少し幅の広い仕事もできるというところも条例派遣においてはありますので、そういったところでこの団体を選定したものです。

○吉田委員

私の認識では、これまで研修派遣という位置づけで、区が給与を負担して、研修と言うか、きちんとした役割を持って働いておられたと思うのです。ほかの、今でも研修派遣のところでも結構そうなのではないかなど。その中で、特にこの5法人を選んで、あえて今回条例化した。今までは大会組織委員会への法に基づく派遣なら受け入れるよということで、他律的に条例化したのだけれども、こういうふうな今回、品川区として行っていくという、その差というか、判断した理由というか、そういうところを伺いたいと思うのですけれども、ぜひお聞かせください。

○黒田人事課長

現在、この5法人以外に職員を研修派遣で行っている団体は、社会福祉法人であったり、1つの事業を行うところというのはありますので、この中で公益法人を選定したというものです。

今までも、研修派遣において職員はしっかり仕事をしていて、それは法人運営なりということを勉強するために研修で行っておりますので、そういった法人運営の勉強という研修派遣と、今度は施策を推進するという条例に基づく派遣につきましても、さまざまな手法を使いながら、事業運営にあたり、いろいろと施策の推進を図っていききたいというものです。

○須貝委員

今回、5つの公益社団法人が選定されたのですが、密接な関連を有し、施策推進を図るために人的援助が必要な団体とあります。もしそういうことならば、なぜもっと前にやらなかったのか。特段、この5つの法人は、特別に何か事業が、社会福祉協議会にはあるのかもしれないですけれども、特段追加するような法人ではないのではないかな。逆に、せっかく品川区でいろいろ研修をして育てた有能な職員、人材を、派遣するというのは逆にもったいない話で、この5つの法人で自ら職員を、臨時職員でもいいですけれども、採用するというのは、本来の建前ではないですか。その点についてお聞かせください。

○黒田人事課長

今回、条例改正いたしますのは、繰り返しになりますけれども、研修派遣を今後続けることもできますし、条例による派遣であれば法人の身分も併任で持つことができるという部分もありますので、そういった意味では、今後施策を推進するに当たっては、選択肢が広がる、幅が広がると、本来的な業務を行うのであれば、条例による派遣を行うことができるということです。今回、改正のご提案をさせていただいたものです。

ご指摘にありました、本来その法人が自ら職員を採用すべきではないかというところは、それはそのとおりでございまして、職員を今まで研修派遣で行っておりますのも、あくまで事業運営の手法を学ぶでありますとか、そういったところから研修派遣を行っております。今後、条例による派遣におきましても、学ぶというところもありますが、今度はその法人の職員として、その立場での仕事ができるとい

うこととなりますので、法人の固有業務を進めるというところでは、法人が自ら職員を採用するというのは、それはご指摘のとおりかと思えます。

○須貝委員

かえて区の方では、さまざまな業務をいろいろ関連して、ほかの部署ともいろいろ関連して事業をやっているのです、逆にこの法人が区の方に職員派遣して、区の事業を学ぶというほうが本来の筋道ではないのかと思ったことと、この職員の派遣等に関してですが、派遣された職員、先ほども少し出たのですが、この方たちもここに3年間とか派遣されれば、職員定数から外れるということですか。

○黒田人事課長

この条例による派遣になりますと、定数条例の規定に、派遣の場合については定数から除くとしていきますので、派遣している職員は、定数条例の員数から外れるというものです。

○須貝委員

では、ますます定数がどんどん広がっていくのかという感じがしているのですけれども、こういうふうに改正するというので、いい効果が出ればいいと思うのですが、くれぐれも慎重にやっていただきたいと思えます。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成です。

○吉田委員

今まで、やはり法律ができた段階でほかの自治体は結構条例化して、それに則って派遣をしております。今まできちんと研修派遣という形で派遣し、きちんとしたそのこの団体で働いていたので、法人を限ったということについてはまだ少し疑問が残るのですけれども、条例という形で整理されていくということは評価したいと思いますので、賛成をいたします。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

委員会の運営上、暫時休憩いたします。

○休憩 午後0時02分

○再開 午後1時00分

○伊藤委員長

ただいまより、総務委員会を再開いたします。

(5) 第14号議案 品川区職員住宅資金融資あつ旋条例を廃止する条例

○伊藤委員長

議案審査を続けます。(5)第14号議案 品川区職員住宅資金融資あつ旋条例を廃止する条例を議題とします。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、第14号議案 品川区職員住宅資金融資あつ旋条例を廃止する条例につきまして、ご説明いたします。資料をごらんください。

1、概要です。これは融資あっせん事業によります住宅資金を借り受けていた者の返済が完了したため、制度を廃止するというものです。

2、経過です。本制度につきましては、職員が住宅の取得または増改築について資金を必要とする場合、その資金について民間金融機関の融資をあっ旋し、職員の福利厚生を推進を図ることを目的としまして、昭和53年に開始されたものです。民間の金融機関における住宅ローン商品が拡充されたことなどによりまして、あっ旋の必要がなくなったことにより、平成14年に融資あっせん事業については休止いたしました。住宅ローンの市中金利低下などの融資環境にあり、制度的意義は失われているとして、平成16年に基金を廃止いたしまして、その際に既に借り受けているものの担保として、一部をあっ旋している金融機関に一部預託しているものです。昨年、平成30年12月に借り受けている者の返済が完了したことから、この制度について利用している者がいないということで、廃止をするというものです。

3の廃止期日につきましては、平成31年4月1日です。

○伊藤委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

利用する者がなくなったということの廃止なので仕方がないかと思いますが、職員の福利厚生にかかわることなので、職員団体との協議や合意についてはどのような状況なのか、その点について伺いたい

と思います。

○黒田人事課長

条例による制度ですので、職員団体との合意は特にしておりませんが、団体には廃止することについて説明しておりまして、同意ではございませんが了解したと認識しているというものです。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了します。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長副委員長

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第14号議案 品川区職員住宅資金融資あつ旋条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、予定表1の議案審査を終了いたします。

2 その他

(1) 所管質問について

○伊藤委員長

最後に予定表の2、その他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問であります。今定例会の一般質問中、総務委員会にかか

わる項目について、所管質問をなされたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っています。

それでは、所管質問がありましたら、ご発言お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

(2) その他

○伊藤委員長

次に、その他を行いますので、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ないようですので、以上で、予定表2、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時開会でございます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後1時05分閉会